

【各戸配布】

# 柏ビレジ緑地広報

柏ビレジ緑地協定代表委員会

## 【1】 緑地協定代表委員会(略称:緑地委員会)の現況

8年後の令和14年春に今の緑地協定が終了となる前に、緑地協定の会員(土地所有者)である皆様は、組織のその後と、持てる資産(現在は5,000万円超)をどうするか、大変重い結論を出さざるを得ない時がやってきます。これらの問題は、委員会にとっては流石に荷が重く、昨年9月、10月で柏市と東京の法律事務所を訪れ、根本的な対策につき助言を求めました。またこの間に、少数ながら意見、要望、貴重な情報提供もあり、これらを統合して、今後、年度を越えて継続すべき重要な活動として以下の3点を定め、決定に至らなかった課題については継続検討と致しました。①土地所有者のための保有資産の有効活用 ②会員名簿の整備 ③緑地委員会規約の改正と施行。これら3点の具体的な内容については、5月26日の緑地協定報告会で説明させて頂きましたが、特に難しい内容ではなく、今後、機会ある度に説明させて頂き、また普段の緑地委員会の活動をご覧頂ければ、おのずとご理解頂けるものと、楽観致しております。

## 【2】 令和6年度 緑地委員会 担当者

シンボルツリーや生垣に対する補助金の申請、街路樹の剪定や、歩道の植え込みの剪定と除草、また公園の樹木の剪定や枝払い、緑道の樹木の剪定と除草、等についてのご相談や柏市へのご要望は、まずは自治会館事務室までご連絡下さい。なお事務室は電話が混み合いますので、できるだけEメールをご利用下さい。また、日曜、水曜、祝祭日は休館です。

自治会館受付時間 jichikai@kashiwa-village.com (TEL 7132-1925, FAX 7132-1965)

平日(月～金曜)	9:30～13:00	土曜日	9:30～12:00
----------	------------	-----	------------

直接、緑地委員と連絡を取る必要がある場合には、Eメールをご利用下さい。

支部	担当緑地委員	読み/Eメールドレス	(委) ..委員長 (副) ..副委員長 ○ ..自治会 役員兼務
1支部	保田 将臣(副)	やすだ まさおみ masaomi.yasuda@gmail.com	
2支部	工藤 清範	くどう きよのり kiyonori240113@outlook.jp	
3支部	○柴田 豊(委)	しばた みのる j.j.shibata@jcom.zaq.ne.jp	
4支部	増淵 かず子(副)	ますぶち かずこ	
5支部	杉山 公子	すぎやま きみこ	
6支部	○荒柴 順夫	あらしば じゅんお jun2311@jc4.so-net.ne.jp	
7支部	○柴田 豊(委)	しばた みのる j.j.shibata@jcom.zaq.ne.jp	
8支部	赤野 悅子	あかの えつこ	
9支部		etul8303@gmail.com	
10支部	○荒柴 順夫	あらしば じゅんお jun2311@jc4.so-net.ne.jp	

### 【3】保有資産 有効活用の一番は、緑化補助金の大幅増額

4月15日から新しい緑化補助金を交付致しておりますが、誠に申し訳ない事に、4月発行の臨時緑地広報に誤りがありました。お詫びして訂正させて頂きます。

#### ①シンボルツリー（各戸の門扉横）の植え替え

- ・枯れ死の場合 ······ 植え替え費用の2/3を補助
- ・巨木化（幹の直径20cm以上）の場合 ····· 植え替え費用の2/3を補助
- ・巨木化（幹の直径20cm以上）した後に枯れ死の場合 ··· 同上（新設）

#### ②緑道に面した生垣の植替え（枯れ死）の場合、植え替え費用の1/2を補助

但し 交付限度を10万円と致します。 ← 誤りです

#### ③植え替え対象樹種

- ・原則は、街区単位で定められているシンボルツリーや、現在の生垣と同じ樹種（9種）  
モミジ・コブシ・サクラ・モクレン・ハナミズキ  
ソヨゴ・ヤマボウシ・イヌマキ・シャラ [ナツツバキ]
- ・補助金の交付には、緑地委員会への事前申請が必要です。
- ・植え替えには申請書の記入をお願いしております。自治会館事務室迄ご連絡下さい。
- ・誠に勝手ながら、補助金の千円未満は切り捨てとさせて頂きます。

### 【4】4月15日、緑地協定代表委員会規約を改正しました

規約改正の目的の1つは、上記、緑化補助金の増額ですが、目的の2つ目は、8年後に現在の緑地協定が終了となる前に、緑地委員会のその後と保有資産をどうするか、この問題に対応すべく、4月15日までに委員会規約を改正して「総会」の規定を盛り込み、この問題を総会で審理し、議決する事が出来るようにした事です。

長い間、柏ビレジの住環境の保全に寄与してきた協定と委員会とその資産の今後については、今、土地所有者である会員の皆様の決定に委ねられています。

総会の規定は、第16条（総会の開催）に始まり、第21条（総会の議事録）までありますが、改正後の委員会規約の全文は「令和5年度柏ビレジ緑地協定報告書」に掲載しました。大変重要な内容ですので、会員の皆様には、是非とも通読をお願い申し上げます。

と、ここまで書きましたが、誠に申し訳ない事に、この「総会」に関する記述の一部（第17条）に誤りがありました。お詫びして訂正させて頂きます。

（事業審議、及び予算・決算） ← 誤りです

第17条 総会では下記の事項を審理し議決する。

### 【5】会員名簿を整備します

緑地委員会では、恐らく10年以上に亘り「会員名簿がない」とされてきたが、委員会規約を改正して「総会」の規定を盛り込み、8年後の緑地協定の終了に備えようとするなら、何が何でも会員名簿を整備しなくてはなりません。目下の最大の課題です。

ではどうするか？ 昨年8月に、平成14年3月末時点の会員名簿（1,569名）が発見され、更にこの名簿が柏市に提出されてデータ化され、平成20年3月末時点まで更新され続けたものが、幸運な事に、昨年11月に柏市よりこのデータ（1,590名）のコピーとして入手する事ができました。

その後、自治会の承認を得て自治会会員名簿との突合を続け、残るは登記簿謄本との突合を行い、土地所有者を確定する事のみとなりましたが、委員の高齢化を考えると、登記簿情報は、業者に依頼してインターネット上から有料で取得するのが最も効率的と思われ、これをを利用して会員名簿の整備を行うのが、今、一番の活動です。（以上）